

### 3 . 寺班継承願

住職は、願出により、当該寺院の寺班相当の僧班に列することができます。  
また、住職であった者、教師で後継の住職となるべき者（後継住職予定者）、副住職は、願出により、別に定める規定に従い、所属寺院の寺班相当の僧班に列することができます。 [ 類聚規程 3 ]

申請者 本人

住職

住職であった者、後継住職予定者（教師）、副住職

〔註〕後継住職予定者又は副住職が申請する場合は、願記申請冥加のほかに寺班継承冥加が必要です。 [ 類聚規程施行条例 3 ]

添付書類 後継住職予定者が申請する場合、後継住職予定者証明書

[ 類聚規程施行条例 3 但書 ]

〔註〕後継住職予定者証明書には、当該寺院の住職（住職代務）及び責任役員全員が署名捺印します。

住職代務は、代務として職務に従う寺院の寺班相当の僧班には列することができません。 [ 類聚規程施行条例 3 ]